

保護者の皆様へ

京都市立大宅小学校
校長 栗野 亜希子

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を**臨時休業**とします。
 - 学校所在の山科区だけでなく、京都市のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
 - 下校後、深夜0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき授業等を実施する場合は、「学校ホームページ」「すぐーる」により、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校および近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響をふまえ、下校の安全が確認できるまではすべての児童を学校に留め置くこととします。帰宅については、通学路や学校周辺の状況などに十分留意して対応を判断したうえで、保護者へ引き渡し帰宅とします。引き渡し者の方のお迎えをお願いいたします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり、行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きた時や起きそうな時に、命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いやご確認をお願いします。

※緊急回線確保のため、本校のホームページ等でお知らせしますので、電話によるお問い合わせは、ご遠慮ください。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。